

令和3年3月12日

## 交通安全対策特別交付金の交付決定（令和2年度3月期）

総務省は、令和2年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月12日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

25,761百万円

2 現金交付

令和3年3月19日（金）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：原課長補佐・伊藤係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

令和2年度交通安全対策特別交付金  
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	603	566
2 青森	164	81
3 岩手	182	91
4 宮城	220	244
5 秋田	143	71
6 山形	191	96
7 福島	267	131
8 茨城	360	181
9 栃木	247	123
10 群馬	406	203
11 埼玉	827	546
12 千葉	660	435
13 東京	1,425	712
14 神奈川	654	916
15 新潟	206	201
16 富山	137	68
17 石川	139	69
18 福井	90	45
19 山梨	124	61
20 長野	322	158
21 岐阜	236	117
22 静岡	586	618
23 愛知	962	804
24 三重	204	103
25 滋賀	164	82
26 京都	186	233
27 大阪	892	898
28 兵庫	713	556
29 奈良	158	76
30 和歌山	101	49
31 鳥取	65	31
32 島根	90	45
33 岡山	183	188
34 広島	252	255
35 山口	169	84
36 徳島	111	55
37 香川	157	78
38 愛媛	160	80
39 高知	91	43
40 福岡	667	744
41 佐賀	173	86
42 長崎	180	90
43 熊本	161	176
44 大分	166	83
45 宮崎	242	120
46 鹿児島	255	127
47 沖縄	171	84
合計	14,861	10,900

\* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

# 交通安全対策特別交付金制度の概要

## 1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

## 2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

## 3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
  - ・ 道路標識
  - ・ 横断歩道橋
  - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
  - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

## 4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

## 5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

## 6 交付時期

年2回(9月及び3月)

## 7 交付総額算定までのフローチャート

